

2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
12	1111	訪問入浴	イ 訪問入浴介護費	看護職員1人及び介護職員2人	1,250	1回につき	
12	1112	訪問入浴・部分浴		清拭又は部分浴のとき × 70%	875		
12	1113	訪問入浴・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,125		
12	1114	訪問入浴・部分浴・同一			清拭又は部分浴のとき × 70%		788
12	1121	訪問入浴・職員のみ		1,250 単位	介護職員3人の場合		1,188
12	1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	× 95%		832
12	1123	訪問入浴・職員のみ・同一	清拭又は部分浴のとき × 70%		1,069		
12	1124	訪問入浴・職員のみ・部分浴・同一	清拭又は部分浴のとき × 70%		749		
12	4111	訪問入浴同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算		1月につき	
12	4112	訪問入浴同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算			
12	8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算	所定単位数の 15% 加算		1回につき	
12	8100	訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			
12	8110	訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			
12	6100	訪問入浴サービス提供体制加算 I 1	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	36 単位加算	36	
12	6101	訪問入浴サービス提供体制加算 I 2		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	24 単位加算		24
12	6106	訪問入浴処遇改善加算 I	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 58/1000 加算	1月につき	
12	6105	訪問入浴処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
12	6102	訪問入浴処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
12	6103	訪問入浴処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
12	6104	訪問入浴処遇改善加算 V		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		